

この度弊社では、**火災警報器の設置キャンペーン**を実施しております。

平成23年6月から、既存住宅においても住宅用火災警報器の設置が義務付けられておりますので、この折に**新設、取替、増設**を一度ご検討いただきましたら幸いです。

**取り付けましたか？** 設置は義務です

# 住宅用火災警報器

あなたの住宅にも、火災警報器の取り付けが義務付けられています。

## 「まさか！」の火事。

**火災警報器**で助かる命があります。

火事は決して他人事ではなく、どこの家庭にでも起こりうることです。万が一の時でも、火災警報器があればいち早く火災を知らせてくれます。



消防法が改正され、すべての戸建住宅やアパート・マンションなどに火災警報器等の設置が義務付けられました。

- 新築住宅は、平成18年6月1日から設置が義務付けられています。
- 既存住宅は、市町村条例で取り付け完了の時期が決められています。
- 取付場所や維持の仕方については、国の定める基準に従い、市町村の火災予防条例で定められています。

市町村名	取付完了日	設置場所(義務)	設置場所(おすすめ)
泉佐野市、田尻町、熊取町、泉南市、阪南市、岬町	平成23年4月1日	寝室(人が寝る部屋全て)・階段	居間・台所
貝塚市	平成23年6月1日	寝室(人が寝る部屋全て)・階段	居間・台所



設置がまだの方は、今すぐ取り付けを！！

定期的な作動確認をしましょう！！

設置して10年が、取り替えの目安です！！



一般社団法人  
日本火災報知機工業会も  
10年での取替えを  
推奨しています。

簡単な取り  
替え工事か  
ら、大規模リ  
フォームま  
で！

**Kamita** 快適な暮らしを応援する  
あなたのみかた**カミタ**です

**カミタ総合設備株式会社**  
大阪府阪南市黒田 343 番地の 2  
TEL (072) 471-2234